

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

一 歳費及び期末手当の減額支給

1 各議院の議長、副議長及び議員の受ける歳費については、当分の間、歳費月額から、歳費月額に百分の二十を乗じて得た額に相当する額を減ずること。

2 各議院の議長、副議長及び議員の受ける期末手当については、1の適用がある間、各議院の議長、副議長及び議員が受けるべき期末手当の額から、当該額に百分の二十を乗じて得た額に相当する額を減ずること。

（国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律附則関係）

二 施行期日

この法律は、令和三年五月一日から施行すること。

（附則関係）